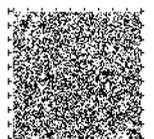
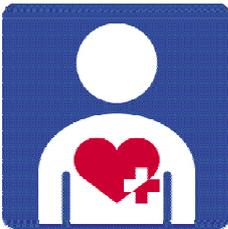


16. 障害者に関するシンボルマーク

内 容	マーク	窓口・問合せ
<p>【障害者のための国際シンボルマーク】</p> <p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>		<p>日本障害者リハビリテーション協会 TEL：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523</p>
<p>【身体障害者標識】</p> <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>		<p>警察庁 TEL：03-3581-0141（代） 青梅警察署 TEL：0428-22-0110</p>
<p>【聴覚障害者標識】</p> <p>普通自動車を運転することができる免許を受けた人で、政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に当該免許に条件を付されている人が、運転する車に表示するもので、表示しない場合は、道路交通法違反になります。（表示義務）</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>		<p>警察庁 TEL：03-3581-0141（代） 青梅警察署 TEL：0428-22-0110</p>
<p>【盲人のための国際シンボルマーク】</p> <p>世界盲人会連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p>		<p>社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL：03-5291-7885 FAX：03-5291-7886</p>
<p>【耳マーク】</p> <p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。</p>		<p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046</p>
<p>【ほじょ犬マーク】</p> <p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れてくる方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。</p>		<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 TEL：03-5253-1111（代）</p>



内 容	マーク	窓口・問合せ
<p>【オストメイトマーク】 人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。</p>		<p>公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団</p> <p>TEL：03-3221-6672 FAX：03-3221-6674</p>
<p>【ハート・プラスマーク】 「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いいたします。</p>		<p>特定非営利活動法人ハート・プラスの会</p> <p>TEL：080-4824-9928</p>
<p>【障害者雇用支援マーク】 公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。 そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。 障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、宜しく申し上げます。</p>		<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター</p> <p>TEL：052-218-2154 FAX：052-218-2155</p>
<p>【「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク】 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。（社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク） ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>		
<p>【ヘルプマーク】 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、そのことを周囲に知らせることができるマークです。 ※ヘルプマークを身につけた方を見かけたら？ ・電車・バスの中では、席をお譲りください。 ・駅や商業施設等では、声をかけるなどの配慮をお願いします。 ・災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。</p>		<p>東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課</p> <p>TEL：03-5320-4147</p>

